

新潟市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

新潟市固定資産評価審査委員会

委員長 瀬賀 弥平

新潟市固定資産評価審査委員会規程第1号

新潟市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

新潟市固定資産評価審査委員会規程（平成9年固定資産評価審査委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第433条第3項」を「第433条第7項」に改める。

第9条中「第430条」を「第433条第3項」に改める。

附 則

この規程は、平成28年3月31日から施行する。